

環境センターからのお願い

◆これまで、事業活動に伴い発生したごみを家庭ごみとして搬入する例が多数確認されていますが、最近、清掃業者が営業の一環として一般家庭から回収したごみを処理する際に、個人を名乗り家庭ごみとして環境センターに搬入しているものと疑われる事例が発生しています。

◆環境センターにごみを搬入する際の手数料は、筑西広域市町村圏事務組合の条例によって次のように定められています。

- 1 事業活動に伴い生じた一般廃棄物
10 kgまで 200 円 以降 10 kgにつき 200 円
- 2 上記以外（家庭）の一般廃棄物
10 kgまで 100 円 以降 10 kgにつき 100 円

◆事業ごみの処理手数料は、営利活動に伴い発生したものとして、家庭生活のごみとは明確に区別されています。搬入の際には正しく申告してください。

※また、清掃事業で回収したごみを個人を名乗って環境センターに搬入すると、廃棄物処理法に定められている市町村長の許可を受けず、違法にごみを収集運搬したことになり、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金が科せられます。

事業ごみを家庭ごみと偽って搬入することは、法律違反・条例違反です！